

ふれあいステーション利用規程

(目的)

第1条 この規程は、ふれあいステーション（以下「施設」という。）についての利用申請及び守るべき規則等を定め、もって施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(施設管理及び運営)

第2条 施設の保全管理は、総務部公有財産マネジメント課が総括し、施設の運営については、政策推進部企画調整課が総括する。

(施設所在地)

第3条 施設の所在地は以下のとおりである。

柏原市国分本町1丁目1番 ジョイフル国分専門店2階206号区分所有地

(施設用途)

第4条 施設の利用用途は、次の各号に掲げる範囲とする。

- (1) 行政事務
- (2) 市が、主催、共催、後援する事業
- (3) 市が、施設の活用において、必要と認めた内容
- (4) その他、地域活性化や市民の有益となる内容であり、原則として不特定の市民が参加できる事業

(利用者)

第5条 前条に掲げる用途により施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 市内在住、在勤、又は在学の者
- (2) 市が、実施する事務及び事業に関係する者
- (3) 市が、共催、後援する事業の主催者
- (4) その他、市が、施設の活用において、認めた者

(利用時間)

第6条 施設の利用時間は、午前10時00分から午後6時00分までとする。ただし、特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休業日)

第7条 施設の休業日は、次の各号のとおりとする。ただし、特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

- (1) 水曜日
- (2) ジョイフル国分専門店会で決定された専門店休業日

(利用許可の申請)

第8条 施設を利用しようとする者は、ふれあいステーション利用許可申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、施設を利用しようとする日より前に提出するものとする。ただし、利用用途が第4条第1号又は第2号である場合に限り、ふれあいステーション利用許可申請書の提出を省略することができる。

(利用許可書の交付等)

第9条 前条の規程による申請があった場合において、施設の利用を許可するときはふれあいステーション利用許可書（様式第2号）を交付し、許可しないときはその旨及び理由を記載した文書により当該申請をした者に通知するものとする。

2 次の各号のいずれかが認められる場合は、内容の如何に関わらず許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあるもの（政治活動、宗教活動、物品販売を含む）
- (2) 施設の管理上支障を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 前二号に掲げるもののほか、適切な内容であると認められないもの

(施設利用料)

第10条 施設利用における利用料は、無料とする。

(遵守事項)

第11条 施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 施設その他の物件を破損し、若しくは汚損し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (4) 騒音又は大声を発し、他の店舗又は利用者に迷惑になる行為をしないこと。
- (5) 施設内で飲酒、喫煙をしないこと。
- (6) 許可なく、張り紙をし、又はビラの配布をしないこと。
- (7) 許可なく、私物物品を施設内に保管又は放置しないこと。
- (8) 許可なく、物品の販売をしないこと。
- (9) 利用後は、速やかに原状に復し、清掃すること。
- (10) その他、施設利用に際して市の指示に従うこと。

(利用の制限)

第12条 市は、前条を遵守しない者に対して、一時的に施設利用を制限することができる。

(利用者責任)

第13条 利用者は、施設利用時に施設内設備品類を破損したときは、その損害額を弁償し

なければならない。ただし、不可抗力による場合や市がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

2 施設の利用にあたり、本規程に従わない利用者に対して、市は、施設利用を禁止又は施設から退去することを命ずることができる。

(その他の事項)

第14条 この規程に定めるもののほか、その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月17日から施行する。